



広報

りしり

平成9年

4月号

No.314



町民スキー大会開会式（3月2日）

人のうごき

世帯数	1,362	(+2)
人口	4,208人	(-12)
男	2,093人	(-7)
女	2,115人	(-5)

平成9年2月末日現在
(住民基本台帳登録人口)

おもな内容

- 2～3…平成九年度 行政事務についての所信
- 4～5…保健だより
- 6…消費税が変わります
- 7…ふるさと北海道の確かな未来づくりに皆さんのご提言を
- 8～15…お知らせ
- 16…自動車運転免許更新時講習が変わります
- 17…わが家のアイドル
- 18…りしりの博物誌
- 19…消防だより
- 20…戸籍のうごき

交通事故死ゼロ記録4月1日現在984日

平成九年度

行政事務についての所信

利尻町長 糸谷 克明



町議会議員の皆さん
そして、町民の皆さん

平成九年第一回利尻町議会定例会の開会にあたり、平成九年度の行政事務について所信を申し上げ、皆さんのご理解をいただきたいと存じます。

私は、平成五年五月に町民の皆さんの温かいご支援をうけ、利尻町の町政執行者として務めてまいりました。

本年五月二十五日をもって任期満了となりますが、持病に加え、昨年秋季以来体調をくずしまして今後更に一期四年間職務を全うすることは極めて困難と判断し、二期目は立候補しないことにいたしました。

これまで私に寄せられたご支援、ご協力、ご厚志に衷心よりお礼を申し上げます。

本来ならば、新しい年度を迎えるにあたって町政執行方針として、町政の推進についての基本的方針を申し述べるところですが、残り少ない任期でありますので、当初予算の事務・事業、又不変的な事項にしぼって考え方を申し上げますに止めます。

平成九年度の予算編成にあたっては、このあと一般会計ほか各会計予算審議の際、詳細を申し上げますが、概略、次の方針で臨みました。

国内景気は緩やかながら回復の方向にあります。今日我が国は、高齢化、少子化、情報化、国際化といった社会情勢の大きな変化に直面しております。

政府は、行政機構、財政、金融、経済構造、社会保障、教育の六大改革を押し進めようとしております。

町としても、国や道の施策、方針のもとに経費の節減、事務事業の見直し、事業の効果緊急度を精査し、健全財政に努めながら住民生活に密着した諸施策を講じ、漁業、観光等の産業振興と住民福祉の向上を図り、豊かな暮らしと活力ある町づくりを目指して予算づくりをいたしました。

当初予算は、第三次総合振興計画をベースに懸案となっている事業を予算化し、国や道の補助金等が明確でない事業、又予算計上はまだ適当でないものを除き通年予算として編成しております。今年度は、心配された流水もなく昨年にもまして天然昆布の漁が期待されています。

やはりこの町は、海の幸によって生計をたて、町が形成されています。

したがって、水産を振興させ可処分所得を増大させ、購買力の増加を促すことが町内商業にとっても極めて大事であります。





国連海洋法条約が批准されましたが、二百海里水域から韓国漁船を締めだすまで至っていません。外務省、農林水産省が交渉しておりますが、時間を要するものと思われま

第二の産業として位置づけられている観光は、不景気にもかかわらず利尻礼文を訪れる観光客の増加が見込まれます。フェリー、航空機の増便、又平成十一年には利尻空港のジェット化による増加も期待できます。

観光産業に携わる方々の産業として定着するよう努力していただきたいと考えます。

私共の町も高齢化が早いテンポで進んでいます。施設福祉、在宅福祉を充実させ健康で心豊かにこの町で生活されることを願っています。

そのためにも、保健、医療、福祉サービスを利用できる条件整備が必要です。

今年、高齢者福祉センター・在宅介護支援センターの新築を計画しております。



まだ、道路、住宅、下水道、学校、港湾、漁港建設など生活基盤、産業基盤整備や、教育、保健、医療、福祉、交通安全、防災、若者定住などソフトの多くの課題が残されております。

利尻町が将来ともに豊かに繁栄するには、新しい町長による新しい体制のもとで、町議会の皆さんをはじめ、町民の皆さん、そして職員ともども総力を結集して町づくりすることを念願しております。

以上、平成九年度の行政事務について私の所信を申し述べました。言いつくせない多くのことがあります。ご理解いただきたいと思います。

新体制のもとで
くらしの豊かな町づくり

明るく住みよい町づくり

明日を拓く人づくり

を基本施策とし、豊かで活力あるふるさとをめざして、利尻町の建設をお願い申し上げます。

町議会議員の皆さん
そして町民の皆さん

長い間 ほんとうにありがとうございました。
心から感謝を申し上げて終わります。



だより



国民健康保険被保険者証更新事務日程表

月 日	地 区	時 間	場 所
4月14日	栄 浜	午前9:00～10:00	栄浜自治会館
〃	種富町2・3	午前10:10～11:00	種富町自治会館
〃	種富町1・富野	午前11:10～12:00	種富町第1自治会館
〃	新 湊	午後1:10～3:00	新湊自治会館
4月15日	日出町 緑形本 沓見町 富士見町 港町	午前9:00～午後5:00	役場1階町民ホール
4月16日	蘭 泊	午前9:00～10:00	蘭泊自治会館
〃	神居第1	午前10:10～11:00	神居第1自治会館
〃	神居第2	午前11:10～12:00	神居第2自治会館
〃	泉 町	午後1:10～3:00	泉町自治会館
4月17日	久 連	午前9:00～10:30	久連自治会館
〃	長 浜	午前10:40～12:00	長浜自治会館
〃	神 磯	午後1:10～2:30	神磯自治会館
〃	政 泊	午後2:40～4:00	政泊自治会館
4月18日	御 崎	午前9:00～10:30	御崎自治会館
〃	元 村	午前10:40～12:00	元村自治会館
〃	仙法志本町	午後1:10～4:00	公民館会議室

国民健康保険の

被保険者証が変わります

—五月一日から—

現在使用している国民健康保険被保険証は四月三十日で期限となり、五月一日からは新しい被保険証に変わります。

このため町では、次の日程で各地区をまわり更新事務を行いますので、必ず手続きをされますようお願いいたします。

「国民健康保健の手続き」

—資格と手続き—

◎届出はすみやかに

世帯に属する被保険者の資格に異動があったときには、世帯主は十四日以内に届出をしなければなりません。

◎こんなときには手続きを

- 一、国保にはいる場合
- (一) 転入したとき
- (二) 職場等の健康保険をやめたとき
- (三) 子供が生まれたとき
- (四) 生活保護をうけなくなったとき

◎届出がおくれていると：

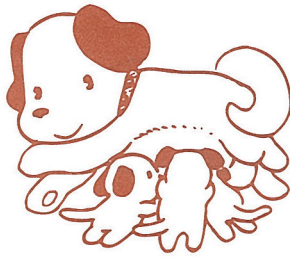
国保の被保険者であるかどうかは、世帯主の届出によつてはじめてわかります。したがって、この届出がおくれると、いろいろな面で困ることになります。

二、国保をやめる場合

- (一) 転出するとき
- (二) 職場の健康保険にはいったとき
- (三) 死亡したとき
- (四) 生活保護をうけるようになったとき

一、病気やけがをした場合、保険治療が受けられません。

二、届出がおくれればおくれるほど保険税がさかのぼって納めなければならぬので負担を強く感じます。



保 健

狂犬病予防注射巡回日程表

月 日	地 区	時 間	場 所
4月22日	新 湊	午前9:00~9:45	新湊自治会館前
"	種 富 町 2・3	午前9:50~10:10	種富町自治会館前
"	種 富 町 1野	午前10:15~10:20	種富町第一自治会館
"	日 出 町 町 町 緑 土 見 町 町 富 本	午前10:30~11:40	稚内保健所利尻支所
"	泉 町	午後1:10~1:50	岩垣好信宅横
"	神 居 第 2	午後2:00~2:30	神居第2自治会館前
"	蘭 泊	午後2:40~2:45	蘭泊自治会館前
"	久 連	午後2:50~2:55	久連自治会館前
"	長 浜	午後3:00~3:10	長浜自治会館前
"	神 磯	午後3:15~3:25	神磯自治会館前
"	政 泊	午後3:30~3:40	政泊自治会館前
"	仙 法 志 本 町	午後3:45~4:25	利尻町公民館前
"	御 崎	午後4:30~5:00	御崎自治会館前

狂犬病の予防注射 の巡回について

平成九年度の狂犬病予防注射を次の日程で実施致しますので、犬を飼っている方は必ず地区の指定場所へ時間までに犬を連れて来て下さい。

(届出をしている方には、封書で個別通知をします。)

◎注 射 料
一頭につき 三、〇四〇円

◎往 診 料 一、〇〇〇円

◎登 録 料
(新規登録のみ)
一頭につき 三、〇〇〇円

指定場所へ連れて来られない方は、事前に役場民生課衛生施設係へご連絡下さい。
往診料がかかります。

野犬掃とりの 実施について

犬の放し飼いは
やめましょう!

町では、野犬の掃とりを実施しています。

飼育犬であっても放し飼いになっている場合は、捕獲し、殺処分しますので、必ず犬をつないでおくようお願い致します。

◎注 射 料

一頭につき 三、〇四〇円

※お問い合わせは、

役場民生課衛生施設係

TEL 四―二三四五

仙法志支所

TEL 五―一〇一一

お問い合わせは

民生課衛生施設係

(四―二三四五)

◎期 間

平成九年四月一日から
平成九年九月三十日まで

◎方 法

毒殺及び捕獲



4月1日から消費税が変わります



「働き盛り世代」の所得課税の負担軽減と世代間の公平を目指した「税制改革」が行われています。所得税・個人住民税の減税が平成7年（度）から先行実施されるとともに、消費税が改正され、また、新たに地方消費税が創設されました。この改正は、平成9年4月1日から適用されます。主な改正点と地方消費税の概要は以下のとおりです。詳しくは、最寄りの税務署、税務相談室へお尋ねください。

＜消費税の改正＞ 消費税率や中小事業者に対する特例措置などが改正されました。

- ① 消費税と地方消費税を合わせた税率が5%になります。
平成9年4月1日以降に行われる取引については、消費税の税率が4%（現行3%）になります。また、新たに創設される地方消費税の税率は、消費税額の25%（消費税率換算で1%相当）になるので、消費税と地方消費税とを合わせた税率は5% になります。
 - 税額の1円未満の端数処理は5%を前提に行います……事業者の方々は、レジや請求書等の表示などを大幅に変更する必要はありません。税率については3%から5%に変更すればよく、税額の1円未満の端数処理も、5%を税率として行ってください。また、消費者の皆さんが買物をする際の手間もこれまでと変わりません。
- ② 中小事業者に対する特例措置が改正されます。
 - 事業者免税点制度の見直し（基準期間のない法人の納税義務の免除の特例の創設）が行われます……その事業年度の基準期間がない法人（社会福祉法人を除く）のうち、その事業年度開始の日における資本または出資の金額が、1,000万円以上である法人（新設法人）については、その基準期間がない事業年度（課税期間）の納税義務は免除されません。
 - 簡易課税制度が改正されます
 - (1) 適用上限額が引き下げられます……仕入れにかかる消費税額の計算に当たり、現在、基準期間の課税売上が4億円以下の事業者は、みなし仕入率を用いることができますが（簡易課税制度）、その適用上限額が4億円から2億円に引き下げられます。
 - (2) みなし仕入率が5区分になります……平成8年度税制改正により、みなし仕入率が実態に合わせて4区分から5区分に改正され、不動産業、運輸通信業、サービス業のみなし仕入率は50%（現行60%）となります。
 - 限界控除制度が段階的に廃止されます……課税期間の課税売上高が5,000万円未満の場合に納付税額が軽減される限界控除制度が廃止されます（平成8年4月1日から平成9年3月31日までに終了する課税期間および平成9年4月1日以前に開始し、同日以降終了する課税期間については、一定の金額を限度とする経過措置があります）。
- ③ 仕入税額控除の適用要件が改正されます。
仕入税額控除の適用要件として、「帳簿及び請求書等」の保存が必要になります。仕入れの事実を記載した帳簿の保存に加え、請求書など取引の事実を証明する書類（インボイス）の保存が仕入税額控除の要件となります。
- ④ 税率に関する経過措置が設けられています。
今回の改正に当たり、旅客運賃、電気料金、ガス料金、観劇等の入場料などのうち、一定の要件を満たすものについては経過措置が設けられ、現行税率（3%）が適用されます。

＜地方消費税の創設＞ 地方分権の推進や地域福祉の充実などを図るため、道府県税として、新たに地方消費税が創設されました。

- 納税義務者 消費税の納税義務者が地方消費税の納税義務者となります。
- 課税標準
 - (1) 国内取引（譲渡割）については、納付すべき、または還付されるべき消費税額が地方消費税の課税標準となります。
 - (2) 輸入取引（貨物別）については、課税貨物にかかる消費税額が地方消費税の課税標準となります。
- 税率 消費税の25%（消費税率換算で1%相当）です。
- 申告・納付
 - (1) 事業者は、消費税と同一の申告書・納付書により、消費税と併せて同時に地方消費税を申告・納付することになります。
 - (2) 地方消費税は道府県税ですが、納税者の事務負担などを勘案して、国が消費税と併せて執行することになっています。



ふるさと北海道の確かな未来づくりに皆様のご提言を

道では、平成10年度からスタートする北海道の新しい総合計画の策定作業を進めています。

新しい総合計画は、道民福祉の向上を基本理念とし、地域重視の姿勢を大切にしながら北海道の長期的な発展方向と将来の目標、また、その実現に必要な主な施策と事業を明らかにしていきたいと考えています。

計画づくりにあたっては、多くの道民の皆さんからご提言をいただき、道民とともにつくる計画にしたいと考えておりますので、皆さんの積極的なご提言をお寄せ下さい。

1. 「新しい計画を語る会」のご案内（知事が皆様のご提言を伺います。）

◎開催日時：道北圏宗谷地区 4月15日（火）午後1時30分～午後3時30分
場所・稚内サンホテル「銀嶺」（2階）
住所・稚内市中央3丁目7番16号

◎申込方法：住所、氏名、年齢、職業、性別、電話番号（申込者には事前に資料を送付します。）

◎申込期日：4月8日（火）まで

◎申込先：利尻町総務課企画係

（	住 所：利尻郡利尻町杓形字緑町	）
	電 話：01638-4-2345（内線213）	
	FAX：01638-4-3553	

又は、北海道宗谷支庁地域政策部地域政策課

（	住 所：稚内市末広4丁目2-27	）
	電 話：0162-33-2510（内線228）	
	FAX：0162-33-2777	

道民であればどなたでも参加いただけます。また、当日の参加も可能です。

2. 「新しい計画を語る会」に参加出来ない方々も、次の方法でご提言をお寄せ下さい。

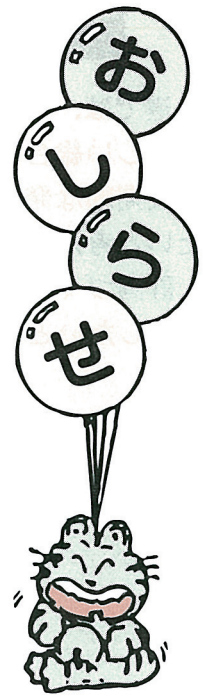
◎手紙、葉書：〒060-88、札幌市中央区北3条西6丁目
北海道企画振興部計画室調整担当 TeL(011)231-4111（内線23-384）

◎ファクシミリ：（011）232-6944

◎パソコン通信：NIFTY-Serve XLA04457、PC-VAN BZV92888

◎インターネット：<http://www.pref.hokkaido.jp>

※ご提言は5月10日まで受け付けております。なお、詳しいことをお知りになりたい方は、利尻町総務課企画係か北海道宗谷支庁地域政策部地域政策課で「基本計画構想」をご覧ください。



☆新たに米の販売を
希望される方へ☆

平成七年十一月一日より施行された新食料法により、道内で米の販売をする場合は、北海道知事へ登録しなければなりません。

今年、新たに町内で米の販売を希望する方は知事への登録申請をしなければなりませんので、次の期間内に申請して下さい。

◎申請書の提出先

宗谷支庁農務課農業改良係
〒097
稚内市末広4丁目2-27

※申請の際に事業計画表、財産調書等を添付しなければなりません。

申請書及び添付する書類は、役場商工観光課にあります。

◎問い合わせ先

宗谷支庁農務課農業改良係
☎0162-13312510
(内線286)

◎申請受付期間
四月一日～四月三十日

◎登録日
六月一日

◎登録手数料
一販売所九千円

(北海道収入証紙で納付)

販売所が二個以上ある場合は一個所増える毎に五千円が加算されます。

又は
利尻町役場

商工観光課商工観光係
☎4-2345

「ポリオの追加接種について」

昭和50年から52年に生まれた方について、ポリオの免疫を保有している方の割合が他の年齢層に比べて低いことが、厚生省の調査でわかりました。

日本には、ポリオウイルスはいないと判断されていますが、免疫を持っていない方が、ポリオの発生している国に旅行した時に、ポリオに感染し発症する可能性があります。

また、お子さまがポリオワクチンの予防接種を受けた時に、極めてまれですが、お子さまから感染する可能性もありますので、昭和50年から52年に生まれた方については、再度ポリオワクチンの予防接種を受けることをお勧めします。

なお、この予防接種を希望される方は、任意の予防接種となります。

詳しくは、利尻町役場保健指導係（☎4-2345）までお問い合わせ下さい。

自衛隊幹部候補生
及び一般2等陸海空士
を募集します。

★ 自衛隊幹部候補生（男女）

22歳以上26歳未満で大学卒業程度の学力を有する者

締切り：平成9年5月23日（金）

試験：平成9年6月21日（土）

★ 一般2等陸海空士（男子）

18歳以上27歳未満の者

締切り：平成9年5月中旬

試験：平成9年5月下旬

詳しくは、自衛隊稚内募集事務所（☎0162-23-2721）
までお問い合わせください。

平成9年度北海道警察官採用試験の日程

受 付 期 間	第1回 平成9年4月18日（金）～5月12日（月） 大学、短大在学中の人は受験可能です。 高校在学中の人は受験できません。	
	第2回 平成9年8月1日（金）～9月1日（月） 婦人警察官も同時に募集します。	
一 次 試 験 日 程	第1回 平成9年6月1日（日）	
	第2回 平成9年9月21日（日）	
一 次 試 験 地	稚内他道内21か所	
受 験 資 格	第1回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校教育法による大学（短期大学を除く）を卒業者又は平成10年3月卒業見込者 （昭和42年4月2日から昭和51年4月1日までに生まれた男子） ・ 上記以外の人（短期大学在学中で平成10年3月卒業見込者、高校の既卒者） （昭和42年4月2日から昭和55年4月1日までに生まれた男子）
	第2回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校教育法による大学（短期大学を除く）を卒業者又は平成10年3月までに卒業見込者 （昭和42年4月2日から昭和51年4月1日までに生まれた男子、女子） ・ 上記以外の人（高校在学中で平成10年3月卒業見込者を含む） （昭和41年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男子、女子）

◎ 受験を希望される方又は採用試験についての詳しい問い合わせは
杓形駐在所（☎4-2110）へ連絡をお願いします。

労働保険年度更新事務説明会日程

地 区	日 時	開 催 場 所
稚内・利尻 利尻富士・ 礼文・猿払 地 区	4月25日（金） 13時30分～15時30分	稚内建設会館 稚内市末広4丁目4-2 ☎0162-33-5364

施設料金改正

利尻町民センター使用料金表

(現行)

(改正)

利用区分	季節の別	使 用 料	使 用 料
ホ ー ル	夏	19,260円	19,630円
	冬	22,660	23,100
和 室 (1部屋)	夏	2,060	2,100
	冬	3,700	3,770
映画、演劇等	夏	22,660	23,100
	冬	26,050	26,560
婚礼、葬儀	夏	24,920	25,400
	冬	28,320	28,870

利尻町老人福祉センター使用料金表

利用区分	季節の別	使 用 料	使 用 料
集 会 室	夏	2,900円	2,960円
	冬	4,700	4,790
教養娯楽室	夏	2,000	2,040
	冬	3,600	3,670

利尻町公民館使用料金表

利用区分	季節の別	使 用 料	使 用 料
集 会 室 (ホール)	夏	13,590円	13,850円
	冬	15,860	16,170
研修室(和室) (1部屋)	夏	1,440	1,470
	冬	2,570	2,620
会 議 室	夏	1,750	1,780
	冬	2,880	2,940
調 理 室	夏	1,130	1,150
	冬	1,950	1,990
映画、演劇等	夏	15,860	16,170
	冬	18,120	18,470
婚礼、葬儀	夏	16,990	17,320
	冬	19,260	19,630

霊柩自動車料金表

料 金 率 の 内 訳		普 通 車 (バス型車両)	普 通 車 (バス型車両)
基 礎 額		4,330円	4,200円
加 算 額	通行距離10軒を超える場合1軒を増すごとに	250	240
	作業時間が1時間30分を超える場合は30分を増すごとに	310	300
	乗車定員6名を超える場合は3名を増すごとに	620	600

利尻町の主な

運動公園

(現行)

(改正)

施設名	料 金	料 金
利尻町民水泳プール	一 般 1人1回につき (高校生以上)	100円
	小中学生1人1回につき	50円
利尻町テニスコート 夜間照明施設	1コート1時間につき	520円

自然の家

1 宿泊料

(現行)

区 分	大 人 (18歳以上)	中 人 (18歳未満)	小 人 (15歳未満)
宿 泊 料	1,000	800	600
暖 房 料	200	200	200

(改正)

区 分	大 人 (18歳以上)	中 人 (18歳未満)	小 人 (15歳未満)
宿 泊 料	1,020	820	610
暖 房 料	200	200	200

2 使用料 (日帰り)

(現行)

区 分	大 人 (18歳以上)	中 人 (18歳未満)	小 人 (15歳未満)	
使用料	昼 間	500	400	300
	夜 間	600	500	400
	暖 房 料	100	100	100

(改正)

区 分	大 人 (18歳以上)	中 人 (18歳未満)	小 人 (15歳未満)	
使用料	昼 間	510	410	310
	夜 間	610	510	410
	暖 房 料	100	100	100

平成9年

春の全国交通安全運動

年間 “スピードダウンとシートベルト”
スローガン 2つのSで安全運転

期 間 4月6日(日)～4月15日(火)

重 点

- 子供(特に新入学(園)児)と高齢者の交通事故防止
- スピードの出し過ぎなど無謀運転の防止
- シートベルトの着用の徹底



のニュータウン」貸付募集

あなたの「やすらぎ」と「ぬくもり」のあるマイホームづくりを利尻町が応援します。

利尻町では、町民の定着と町外からの転入を促し、過疎化の防止と活性化を図るため平成8年度から杓形地区に「宅地造成事業」を進めてまいりましたが。平成9年度から次の要領により住宅新築希望者に貸付をいたします。

尚、国の補助事業により造成したため、土地は分譲できませんが半永久的に貸付いたします。又、道路（舗装）、排水、下水道施設を完備しております。

団地の位置及び名称、区画数

- | | | |
|--------|--------------|------|
| 1) 位置 | 利尻町杓形字泉町及び神居 | |
| 2) 名称 | あけぼのニュータウン | |
| 3) 区画数 | 平成8年度造成完了区画数 | 7区画 |
| | 平成9年度造成予定区画数 | 18区画 |

貸付の条件等

- 1) 本町に住所を有する者、又は有することとなる者。
(住宅を新築される方、又は他市町村からのUターン、Iターン、定年退職後の落ち着き先として本町に永住を予定している方等が該当します。)
- 2) 貸付の日（賃貸契約日）から1年以内に団地に住宅を新築する者。

貸付方法

- 1) 平成8年度造成区画 7区画
 - ・ 平成9年5月1日貸付決定し、賃貸契約の予定。(7区画以上の申込み及び同一区画番号に2人以上申込みがあった場合、抽選となります。)
 - ・ 賃貸契約後は直ちに住宅の着工ができます。
- 2) 平成9年度造成区画 18区画(10月中旬完成予定)
 - ・ 造成完了後でなければ住宅の着工はできません。
平成9年5月1日貸付の選考を行い、仮契約をし、造成完了後、本契約(賃貸契約)を結びます。

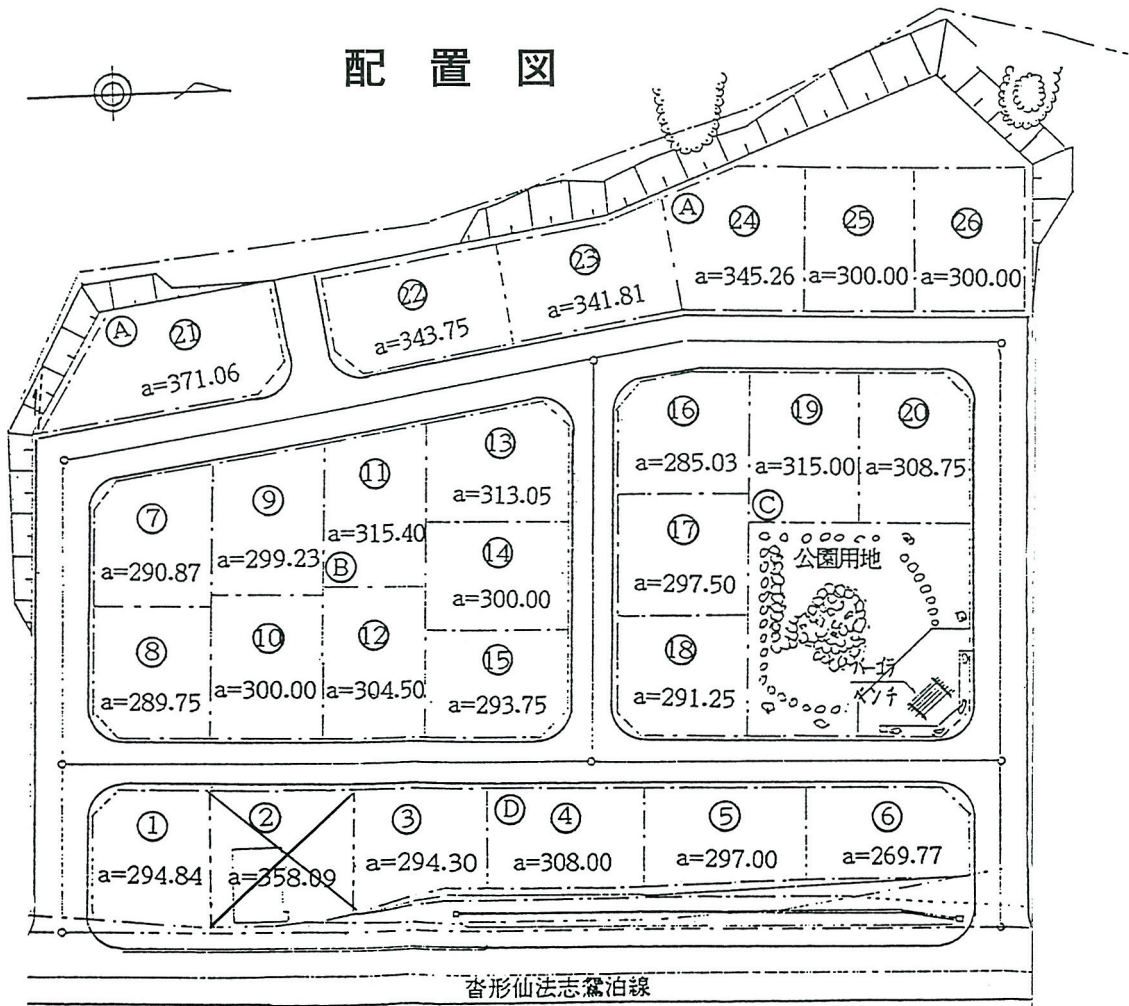
貸付申込み方法及び受付期間

- ・ 「あけぼのニュータウン貸付申込書」が役場水産課又は仙法志支所にありますので、希望される方(平成8年度又は平成9年度の造成区画のいずれかを希望される方)は貸付申込書を来る平成9年4月30日(水)までに提出してください。

利尻町定住促進団地「あけぼ

賃貸料・区画面積

宅 地 番 号	面 積 m ² (坪)	m ² 当 り 単 価 円	年 間 賃 貸 料 円	宅 地 番 号	面 積 m ² (坪)	m ² 当 り 単 価 円	年 間 賃 貸 料 円
1	294.84 (89.35坪)	150	44,230	14	300.00 (90.90坪)	150	45,000
2	368.09 (108.51坪)	"	53,720	15	293.75 (89.02坪)	"	44,070
3	294.30 (89.18坪)	"	44,150	16	285.03 (86.37坪)	"	42,760
4	308.00 (93.33坪)	"	46,200	17	297.50 (90.15坪)	"	44,630
5	297.00 (90.00坪)	"	44,550	18	291.25 (88.26坪)	"	43,690
6	269.77 (81.75坪)	"	40,470	19	315.00 (95.45坪)	"	47,250
7	290.87 (88.14坪)	"	43,640	20	308.75 (93.56坪)	"	46,320
8	289.75 (87.80坪)	"	43,470	21	371.06 (112.44坪)	"	55,660
9	299.23 (90.68坪)	"	44,890	22	343.75 (104.16坪)	"	51,570
10	300.00 (90.90坪)	"	45,000	23	341.81 (103.58坪)	"	51,280
11	315.40 (95.57坪)	"	47,310	24	345.26 (104.62坪)	"	51,790
12	304.50 (92.27坪)	"	45,680	25	300.00 (90.90坪)	"	45,000
13	313.05 (94.86坪)	"	46,960	26	300.00 (90.90坪)	"	45,000



お問合せ先

利尻町役場水産課 (☎ 4-2345) へお問合せ下さい。

準天然トロン温泉完成

かねてより整備を進めてまいりました「ふれあい保養センター」が完成しました。浴場施設（大浴槽・パイプラジエトバス・打たせ湯・白爆湯・トロンサウナ等）、休憩健康管理施設（休憩室・健康機器室・和室等）が一人三百五十円で利用出来ます。



利尻島国保中央病院増改築事業完成

平成八年四月より建設を進めて来ました利尻島国保中央病院増改築事業がこのほど完成し、産婦人科診療棟等が増築されました。長年の課題であった「安心して出産出来る施設」として要望が多かった産婦人科施設が四月一日より毎週月曜日から木曜日までの診療体制が始まります。

又、一般病床四十八床は変わりありませんが六人部屋から四人部屋へ、三人部屋から一人部屋へととなり、ゆとりある部屋に変わりました。



★フェリー運賃が変わります★

4月1日から消費税が改正されるのに伴い、フェリー運賃が下記のように改定となります。



		(現在)	(新料金)
稚内－鴛泊	1等	3,300円	→ 3,360円
	2等	1,850円	→ 1,880円
香深－杵形（鴛泊）	1等	1,240円	→ 1,260円
”－鴛泊（杵形）	2等	720円	→ 730円

★離島航空路（利尻～稚内）運賃が変わります★

現在エア－北海道(株)が運行している利尻～稚内空路について4月1日から航空運賃が変わります。

従来から航空運賃について町が助成を行い利用向上と利用者の負担軽減を図ってまいりましたが、今回の運賃値上げについても町が助成することになりました。従いまして利用者負担も次のように改定となります。

7,060円	(現在)	→	8,340円	(新料金)
5,000円		→	5,500円	(利用者負担金)
2,060円		→	2,840円	(町助成金)



あなたの声が道づくりにいかされます。

21世紀の道路のあり方について、意見を「21世紀の生活とみちを考える委員会」までお寄せ下さい。

昨年、道に関するご意見やご提案を広く募集したところ、多くの方のご協力をいただき、ありがとうございました。

今回、新たな道路計画の基本的考え方の「中間とりまとめ」を作成しました。

国民のニーズに対応できる道づくりをするために、この「中間とりまとめ」を通じて、これまでの道路政策を見直し、あらためてみなさんからご意見をいただきたいと思っております。

私たちのくらしや経済を毎日支えている「みち」。そのつくり方について、これまで一般の人々が知る機会や意見を言う場は限られていました。

建設省の諮問機関である道路審議会では、「21世紀の生活とみちを考える委員会」（森地茂委員長（東京大学教授））を設け、みなさんの意見を取り入れるP I（パブリック・インボルブメント）方式の考え方をもとに、平成10年からスタートする新しい道路計画をつくるための検討を進めており、「中間とりまとめ」では、今後の道路政策のめざすべき方向や、渋滞の緩和・くらしと道のかかわり・交通安全の確保などの重要なテーマについての基本的な考え方などを示しております。

あなたの自由なご意見・ご提案をお寄せ下さい。（意見・提案は郵送の他、FAX、電子メールでもお出し頂けます。）

「中間とりまとめ」を入手されたい方は、以下にお問い合わせ下さい。

稚内開発建設部道路課企画係 TEL0162-33-1000（内2353）
稚内土木現業所企画総務部企画調整室企画調整係 TEL0162-33-2510（内581）

運転免許証更新時講習会

- 4月14日(月)
利尻島開発総合センター
- 優良講習
午後5時30分より



※更新手続きをした方でなければ受講できません。
稚内警察署杵形駐在所 ☎4-2110

巡回職業相談開設

- 4月22日 午前9時～午後3時まで
- 利尻島役場

(求人・求職の受理、相談及び紹介)
(雇用保険受給資格の決定)

稚内公共職業安定所

自動車運転免許更新時講習が変わります

平成9年4月から運転免許更新に伴う講習制度が変わり、これまで行われていた利尻島内での**一般講習が廃止**されました。

このため、今後一般講習を受けなければならない方は、稚内か旭川で講習を受けなければなりません。

ただし、この特例措置として**特定任意講習**が島内で年2回開催されることになりました。

この**特定任意講習**を受講すると、今までの**一般講習**を受けたのと同じ扱いになりますので、これに該当する方【免許の有効日〔誕生日〕の40日前までの過去3年以内に、交通違反・交通事故などで点数をひかれた方】はお忘れなく受講して下さい。

特定任意講習会の開催日

4月16日（水）午後6時から 場所 利尻島開発総合センター

9月16日（火）午後6時から 場所 利尻町民センター

受講の手続き

該当するとおもわれる方は、お近くの駐在所・交通安全協会事務局に開催日の前日まで申し込み下さい。

- 受講するには1,700円の北海道収入証紙と印鑑が必要です。
- 特定任意講習を受けようとする日から1年以内に更新を予定されている方が対象です。
- 仕事が忙しくなる時期に更新を迎える方や、季節的に講習会場まで行くことが不便な方も受講できます。
- 1年以内に優良講習を受講予定の方も受講できます。（ただし、受講時間は2時間です。）
- 年2回の実施なので、旭川方面公安委員会からの通知が届いてからでは間に合わない場合がありますので注意が必要です。

尚、「優良運転者講習」は、今まで通り毎月行ないます。

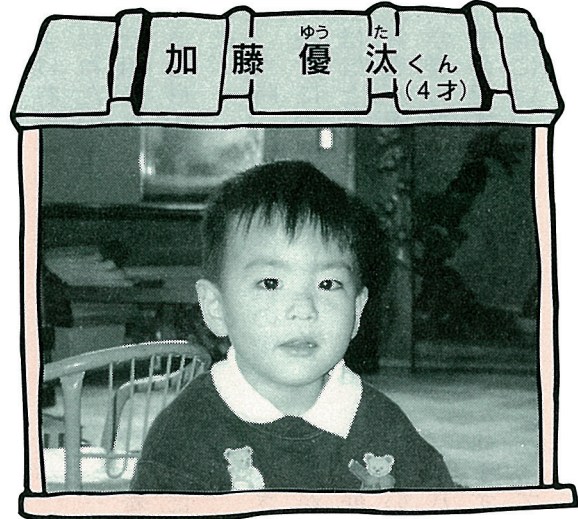
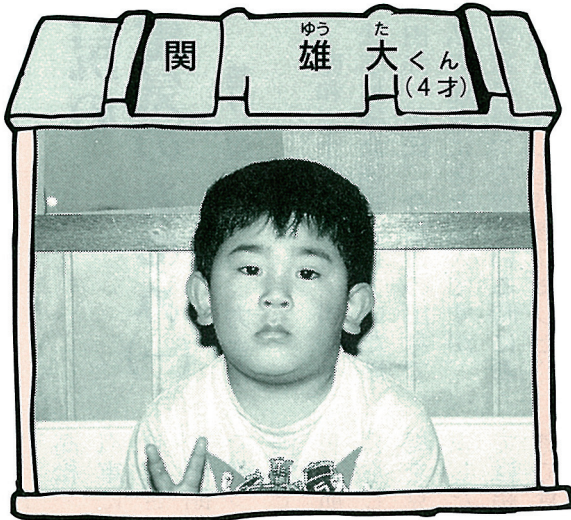
この件につき、不明な点がございましたら駐在所・交通安全協会事務局にお問い合わせ下さい。

沓形交通安全協会
仙法志交通安全協会

平成版

わが家のアイドル

52



杓形字新湊
父：忠彦さん

♡お父さんからひとこと
いつも健康で優しく思いやりのある子になってね。

杓形字新湊
父：敏文さん
母：由美さん

♡お母さんからひとこと
いつも元気にたくましく、思いやりのある子に育ってね!

簡単に不正使用されないためにも、暗証番号を火とひねりしておきましょう。誕生日や電話番号などは、免許証と一緒に落としたりと被害に遭いやすいので、避けた方が賢明です。うっかりしがちなのが、引っ越し後の住所変更届。住所が変わったら、銀行だけでなくカード会社にも届け出が必要です。届け出を忘れると、カードが使

用されないよう、直ちにカード会社と警察に連絡を入れ、無効の手続きをとりましょう。届け出前にも使用されてしまっても、盗難保険に入っていれば損害額が戻ってきます。カード会社の紛失・盗難係の電話番号は必ず控えておきましょう。特に海外旅行へ出掛けるときは、旅行先のサービスセンターの電話番号も忘れずに。

暮らしのポイント

サインひとつで手軽に買えるクレジットカード。でも、手軽なだけに使い方に注意も必要。万一、紛失や盗難という事態に陥ったら、第三者に不正使

クレジットカードの利用

“借金”であることを忘れずに

呼び名はクレジットカードでも、それが自分の“借金”であることを忘れないようにしてください。

最近では収入に見合わない買い物をする「クレジット・ホリック(中毒)」に陥る人もいます。クレジットカードは銀行や百貨店など実に多くの会社が発行しています。簡単に作れるからと、勧められるまま二枚、三枚と複数のカードを持つ人がいますが、それだけ年会費がかさんで不経済な上、いざという時、紛失や盗難に気づくのが遅れるというデメリットもあります。カードはあまり多く持たず、目的に合わせたメインカードに絞るようにしましょう。

クレジットカードは銀行や百貨店など実に多くの会社が発行しています。簡単に作れるからと、勧められるまま二枚、三枚と複数のカードを持つ人がいますが、それだけ年会費がかさんで不経済な上、いざという時、紛失や盗難に気づくのが遅れるというデメリットもあります。カードはあまり多く持たず、目的に合わせたメインカードに絞るようにしましょう。



リリリの 博物誌

(230)

利尻の語り (103)

利尻の

電気のあゆみ(一)

語り 越智 力さん

愛媛生まれ

私は愛媛県越智郡玉川町鈍川丁三三七番地で生まれまして。玉川町とは戦後の町村合併によって生まれた町で、当時は鈍川村とっていました。今治市より車で二〇分程の農村です。

私と兄とは十一才違いで、両親は子供はもうできないと思っていたそうです。十年前百才を目前に亡くなりましたが、「お前は弘法大師の溝に入った時にできた子どもだから将来ともに弘法大師を信心する様に」と事あるごとに言われて育ちました。

利尻島へ

昭和二十五年正月、当時仙法志村議会議長をしていた砂田弥一郎氏、今治市の出身で私の遠戚にあたる人ですが、実家に帰ってきている時にお会いすることがありました。その時のお話で、今、利尻島に電気導入の計画があるのでよければ行って見ないかと誘われたので、私は家内とも充分相談しないで、利尻島行きを砂田さんにお願ひしました。

当時、私は住友機械の電気設計に勤めていました。そこはほとんど、東大、京大の出身者が多くて、私のような低学歴の者は下積みだけだったものです。ですから新しい土地にいつて仕事したいと砂田さんの話を聞いて真剣に考えていました。

利尻島に向かったのは昭和二十五年の三月でした。今治、高松、岡山を経て、それから汽車に乗って東京、青森に渡り、さらに青函連絡船に乗って函館に渡り、さらに稚内まで渡ってきました。けれども稚内では利尻島行き船が二日欠航になりました。稚内の市場を見て、魚の子を買ってきました。その頃、漁卵は四国では超高級品でした。それを煮て食べた思い出があります。いよいよ船が出るということで、確か利礼丸だと思うのですが、船に乗るのは自信ないから一等室の切符を買いました。着いたのは杵形港です。迎えにきたのは菊池喜代松さんで、その家で昼ご飯を食べさせていただきました。午後から杵形の林さんの馬ソリで仙法志の砂田さんの家に向かいました。馬ソリの運賃は千八百円だったと記憶しています。天気もけっこう良くなって、雪がキラキラ光って見えていたのをおぼえています。四国では見ることでき

ないことですね。また、道路には雪がたくさん積もっていて道路がないことにはびっくりしました。

四国と北海道とは違うものだといいことを考えさせられました。砂田さんの家に着いて、お世話になってからは、お仕事の手伝いをはじめさせていただきました。そうして杵形に移り住んだのは十一月十九日になってからです。



全道一斉 春の火災予防運動実施

便利さに 慣れて忘れる 火のこわさ

実施期間 4月20日～4月30日

寒く辛い冬も終り、ようやく心がやすらぐ春がやって来ました。

暖かくなってくると人はだれしも心の何処かに油断が生じてくるものです。その油断が火災をひきおこす事になります。

この季節は、空気が乾燥し火災が発生しやすい危険な時期です。

町民一人一人が、火の元には十分注意を払い火災を防ぎましょう。



寝タバコは、やめましょう



自治会や事業所などで 消火器の訓練をしてみませんか

無火災記録

百四日

(三月十五日現在)

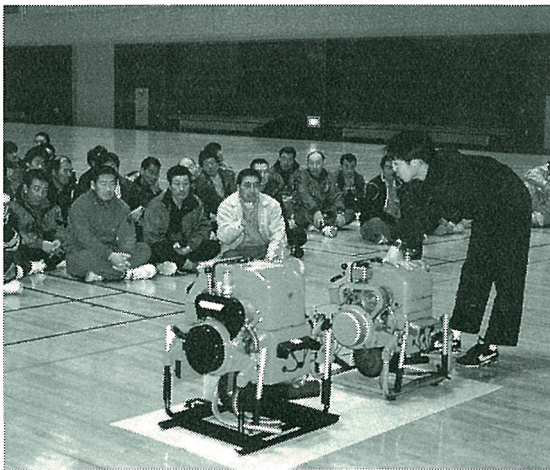
利尻町消防団活性化事業実施

二月二十三日午後一時三十分より利尻町総合体育館「夢交流館」を会場に利尻町消防団活性化事業が、実施されました。

宮下団長以下八十三名の団員が、職員の説明・指導のもと小型ポンプの操作法、救急心肺蘇生法、簡易呼吸器の取扱訓練を行いました。

レクリエーションでは、分団対抗の「フットベースボール」を行い、白熱した試合が展開されました。試合結果は次のとおりです。

- 優勝 第四分団Aチーム
- 準優勝 第一分団Aチーム
- 第三位 第三分団Aチーム



小型ポンプの操作法の説明

平成9年 危険物取扱者試験受験案内

試験日	平成9年5月25日(日)
試験種類	乙種(第4類)、丙種
試験地	稚内市
受験願書 受付期間	平成9年4月7日(月)から 4月15日(火)まで

詳しい問い合わせは最寄りの消防署予防係まで

消防署からお願い
二月二十三日から利尻でも携帯電話の使用が可能になり多くの人が利用していることと思います。

しかし、緊急時の場合に携帯電話から一九番通報しても最寄りの消防署にはつながらず、旭川市消防本部につながってしまいますので、携帯電話からの一九番通報は、しないようにして下さい。やむなく携帯電話から通報するときは、次の番号へお願いします。

消防署

(〇一六三八) 四一二一九番

仙法志分遣所

(〇一六三八) 五一二一九番



戸籍の

うづき

自 2月1日
至 2月28日

お誕生日おめでとう
ございます

おくやみ
申し上げます

◎出生

住所 氏名 保護者
^{1/1}長 浜 富山咲耶 崇
^{2/22}本町(仙) 柴田直輝 剛

◎死亡

住所 氏名 年齢
^{2/6}緑 町 佐藤 シナ 70歳



利尻島国保中央病院

産婦人科診療のお知らせ

今月より診療体制が変わり、
毎週月曜日から木曜日までの
四日間の診療となります。
受付は、午前中だけです。
詳しくは、利尻島国保中央病院へ問い合わせ下さい。

ご厚情に

感謝します

この度、次の方から愛情銀行に金一封が預託されましたので紙上を借りてお礼申し上げます。

杓形字緑町 佐藤松雄様から、妻 シナ様の香典返しを廃して

(利尻町社会福祉協議会)

ご厚情ありがとうございました

ございました

特別養護老人ホーム

「ほのぼの荘」

この度次の方からご厚志を賜り、厚くお礼申し上げます。

◎ご厚志

石塚 好 春様
笹原 貞一郎様
大窪 実様
酒井 義一様
成田 富夫様
佐藤 八重様
佐藤 健三様

停電のお知らせ

- 日時 平成9年4月13日(日) 午前10時～午後2時まで
- 停電区域 利尻島全域
- 発電機定期点検のため

◎訪問・ボランティア

杓形漁協婦人部様
仙法志漁協婦人部様
茶道 湖月会様
仙法志 小学校様
利尻町民生児童委員様

峨家 勝一様
糸谷 美枝子様
田沢 政雄様
木村 一枝様
山本 実治様
川端 孝之様

よせられた善意

この度次の方から寄附がありました。町では善意に感謝すると共に、有意義に使用させていただきます。ありがとうございました。

一般寄附金

利尻町杓形字富士見町
株式会社 吉安組
代表取締役 吉安隆也様より 一金 十万円

利尻島建設廃材処理協同組合 組合長 吉安隆也様より 一金 二十万円

天塩郡天塩町字川口 五六九〇番地三
佐々木コンクリート工業株式会社 代表取締役 佐々木鉄一様より 一金 五十万円

指定寄附金(特別養護老人ホーム施設備品資金)

札幌市南区藤野四条九丁目 二六三―一二五
松本 忍様より 一金 五万円